(3)　開き戸又は折りたたみ戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次の(i)から(iii)までに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

(i)　かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、八ミリメートル以下のもの

(ii)　かごの出入口の戸と床のすき間で、八ミリメートル以下のもの

(iii)　かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、八ミリメートル以下のもの

(4)　開き戸又は折りたたみ戸であるかごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご外に向かって開くことができない構造とすること。

(5)　自動的に開閉する構造の開き戸又は折りたたみ戸であるかごの出入口の戸は、次に掲げる基準に適合するものとすること。

(i)　戸の質量（単位　キログラム）に戸の開閉時の速度（単位　メートル毎秒）の二乗を乗じて得た値が二十以下となるものであること。

(ii)　戸は、百五十ニュートン以下の力により開閉するものであること。

ロ　昇降路は、次に定める構造とすること。ただし、第三号に適合するものにあっては、(1)の規定は適用しない。

(1)　平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに定める基準に適合するものとすること。

(2)　昇降路の出入口の戸は、開き戸、折りたたみ戸又は引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。

(3)　開き戸又は折りたたみ戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次の(i)から(iii)までに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

(i)　昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、六ミリメートル以下のもの

(ii)　昇降路の出入口の戸と床のすき間で、六ミリメートル以下のもの

(iii)　昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、六ミリメートル以下のもの

(4)　自動的に開閉する構造の開き戸又は折りたたみ戸である昇降路の出入口の戸は、次に掲げる基準に適合するものとすること。

(i)　戸の質量（単位　キログラム）に戸の開閉時の速度（単位　メートル毎秒）の二乗を乗じて得た値が二十以下となるものであること。

(ii)　戸は、百五十ニュートン以下の力により開閉するものであること。

ハ　かご外に向かって開く開き戸若しくは折りたたみ戸であるかごの出入口の戸又は昇降路外に向かって開く開き戸若しくは折りたたみ戸である昇降路の出入口の戸を設ける場合には、地震時の転倒等により当該戸の開閉に支障を生じさせるおそれのある物を置かない旨を明示した標識を当該戸の近くの見やすい場所に掲示すること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千五百二十五号

天草エアライン株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号平二十二第九〇三七号）については、平成二十二年十二月九日付け国運審第二十六号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十二年十二月二十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

○環境省告示第百三十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十二日

環境大臣　松本　龍

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ　氏名又は名称　東京臨海リサイクルパワー株式会社

ロ　住所　東京都江東区大島三丁目四番五号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　尾中　郁夫

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

東京都江東区青海三丁目地先

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）

五　申請年月日

平成二十二年十一月十九日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課並びに東京都江東区環境清掃部清掃リサイクル課

国会事項

衆議院

報告書受領

十二月十七日内閣から次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
旧軍港市転換事業進捗状況報告書
別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

人事異動

内閣

（防衛省大臣官房企画官）防衛部員　熊田　昭一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（外務省大臣官房）外務事務官　大隅　洋

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する（防衛省大臣官房企画官）防衛部員　竜嵜　哲

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上十二月二十日）

内閣府

（消費者庁消費者安全課長）内閣府事務官　野村　裕

大臣官房参事官に転任させる（十二月二十日）

消費者庁

（消費者情報課首席情報分析官）内閣府事務官　坂田　進

消費者安全課長に昇任させる（消費者安全課長）同　野村　裕

内閣府に出向させる（以上十二月二十日）

防衛省

（第七師団副師団長兼東千歳駐屯地司令）陸将補　西村　智聡

（第一旅団長）同　松川　史郎

（陸上自衛隊輸送学校長）同　佐藤　正

（自衛隊体育学校長）同　渥美　晴久

（自衛隊熊本病院長兼熊本駐屯地司令）同　上田　幸夫

退職を承認する（勧奨）（各通）